

# 健康起因事故発生状況と 健康起因事故防止のための取組

---

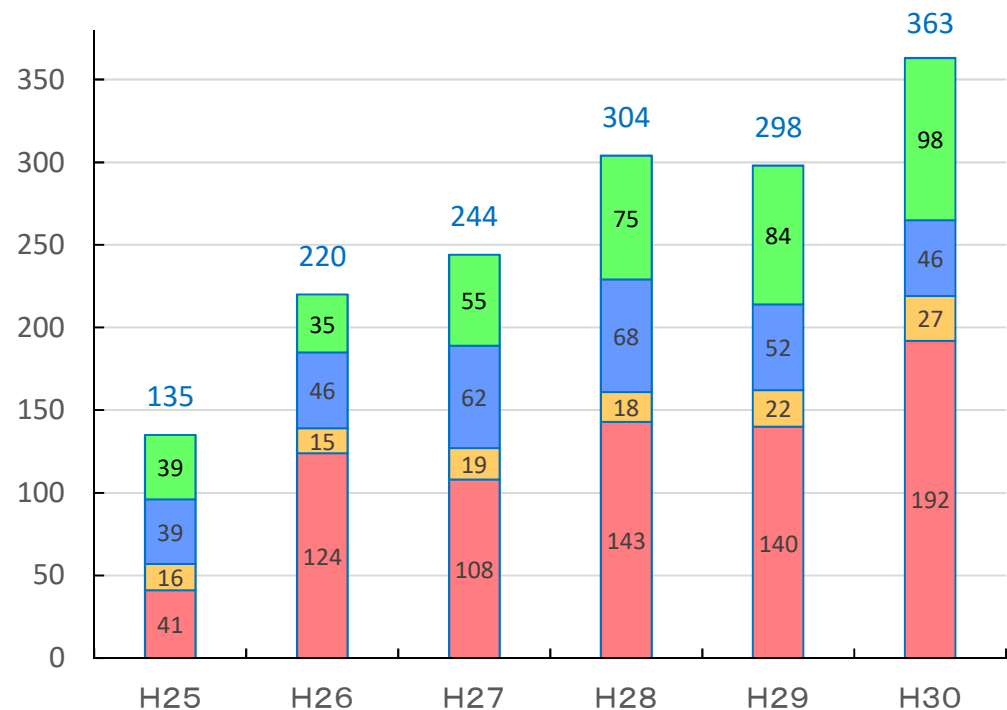
国土交通省 自動車局  
安全政策課

# 運転者の健康状態に起因する事故報告件数の推移

○運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案として、自動車事故報告規則に基づき報告のあった件数は、健康起因事故に対する事業者の意識の高まり等を反映し増加傾向にある。

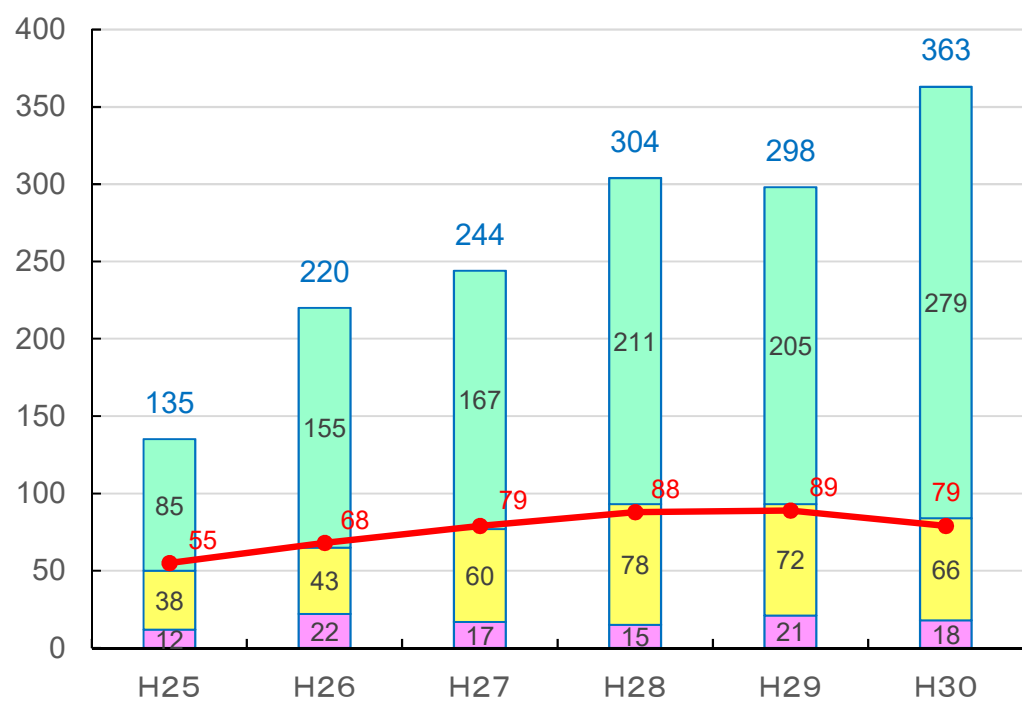
○運行の中断等、交通事故に至らなかったものが大半を占めるが、約2割が運転中に操作不能となった事案である。

### 健康状態に起因する事故報告件数 (業態毎の件数)



- **トラック** (運転者数:約86万人)
- **タクシー** (運転者数:約28万人)
- **貸切・特定** (運転者数:約5万人)
- **乗合** (運転者数:約8万人)

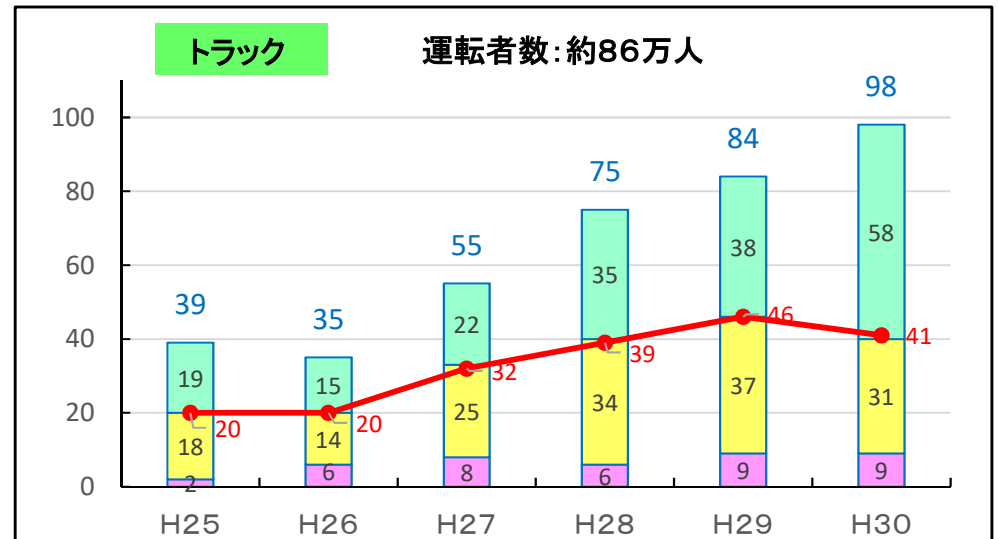
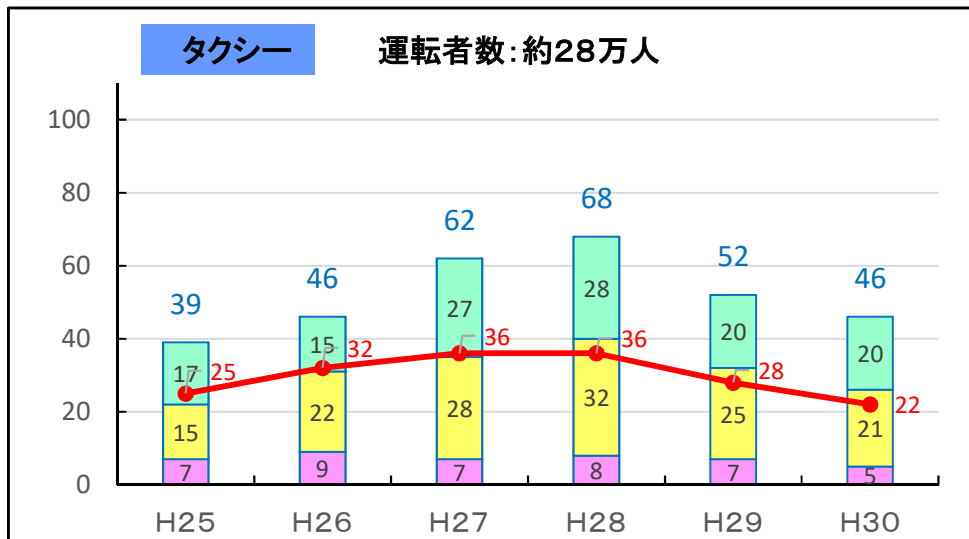
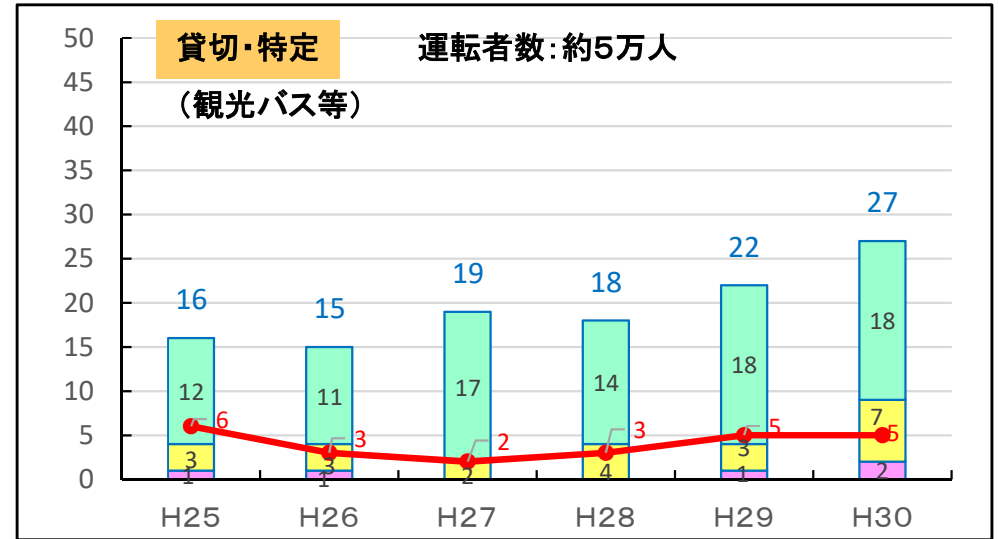
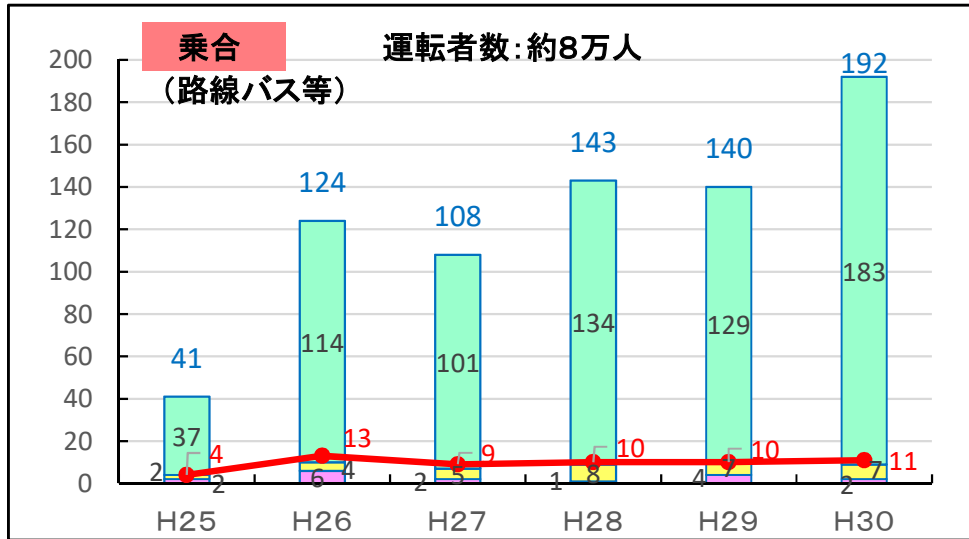
### 健康状態に起因する事故報告件数 (報告内容毎の件数)



- **衝突・接触がなかったもの(乗務の中断等)**
- **衝突・接触を伴うもので、死傷者が生じていないもの(物損事故等)**
- **衝突・接触を伴うもので、死傷者が生じたもの(人身事故等)**
- **運転中(信号待ち、乗降扱い中を含む)に、意識障害等により、運転操作が不能となったもの**

# 業態別の健康状態に起因する事故報告件数の推移

- 乗合バスは、乗務の中断等が大幅に増加している。
- タクシーは平成28年以降事故件数が減少している。



衝突・接触がなかったもの (乗務の中断等)

衝突・接触を伴うもので、死傷者が生じていないもの (物損事故等)

衝突・接触を伴うもので、死傷者が生じたもの (人身事故等)

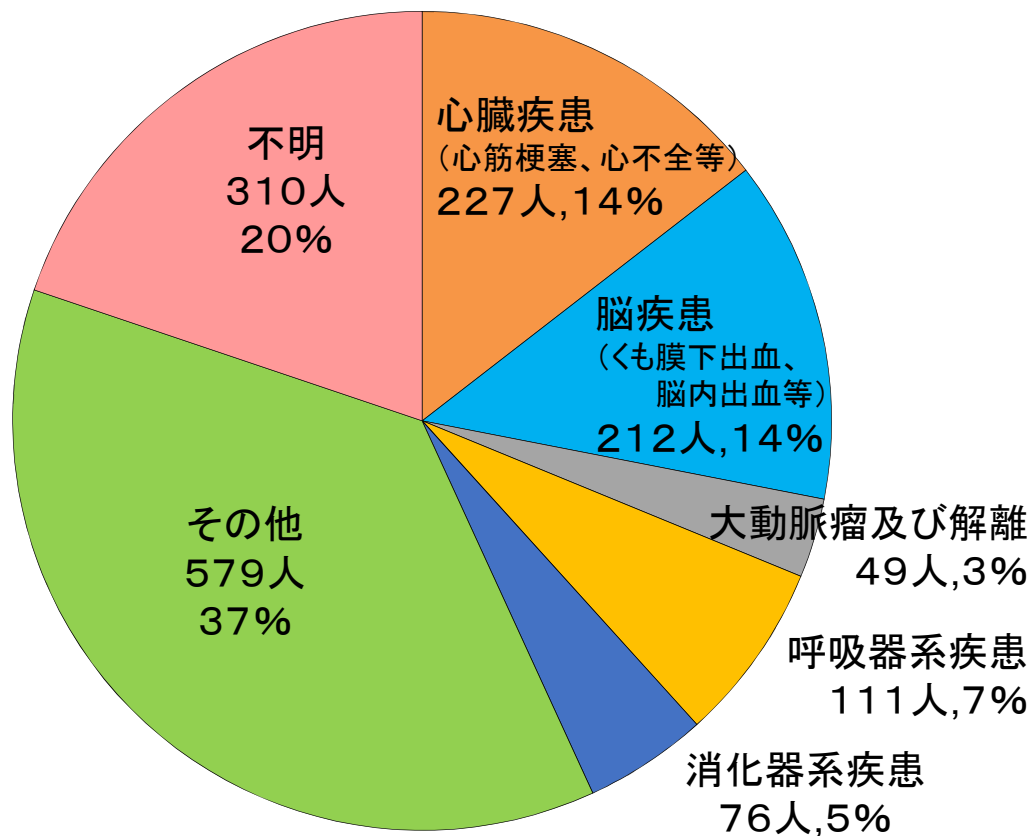
運転中 (信号待ち、乗降扱い中を含む) に、意識障害等により、運転操作が不能となったもの

# 健康起因事故の疾病別の内訳(平成25~30年)

○過去6年間で健康起因事故を起こした運転者1,564人のうち心臓疾患、脳疾患、大動脈瘤及び解離が31%を占める。  
 ○うち、死亡した運転者267人の疾病別内訳は、心臓疾患が53%、脳疾患が13%、大動脈瘤及び解離が13%を占める。

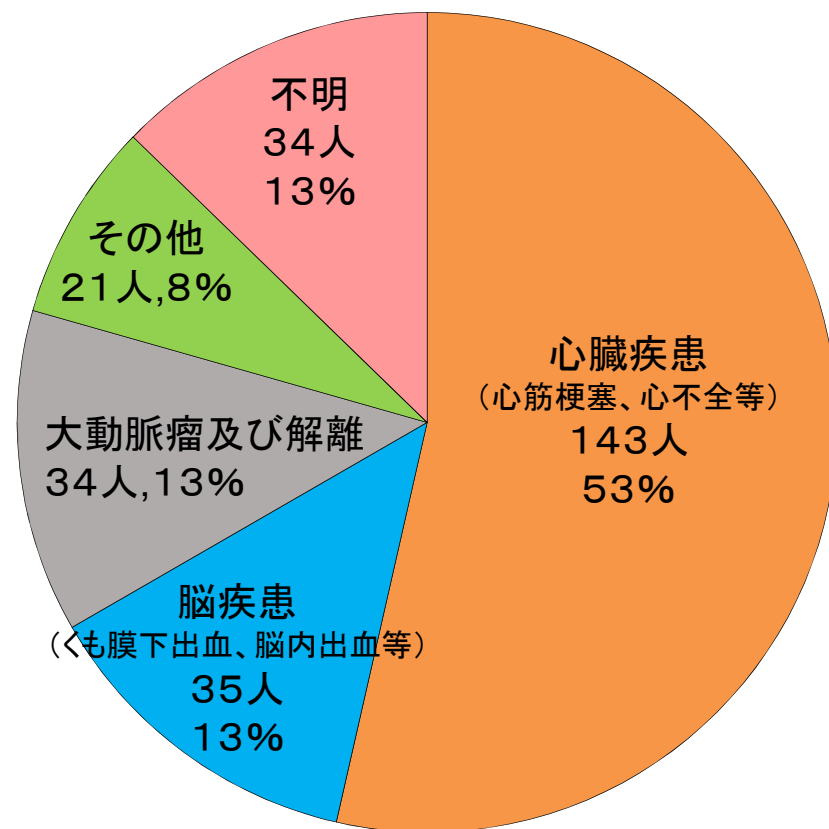
健康起因事故を起こした運転者の疾病別内訳  
(平成25~30年)

計1,564人



健康起因により死亡した運転者の疾病別内訳  
(平成25~30年)

計267人



# 運転者の体調急変に係る事故の発生を踏まえた管理の徹底について

- 令和元年12月4日、東京都新宿区の都道において、走行中のバスがハイヤーに追突し、さらに中央分離帯を乗り越え、街路灯に衝突し止まり、ハイヤーの運転者が死亡する事故が発生。
- 事業者によると、事故当日は朝6時台に始業点呼が行われ、夜6時台に事故が発生し、事故後の検査においてインフルエンザに罹患していたことが判明。
- 一般的に、インフルエンザウイルスに感染してから1～3日間ほどの潜伏期間の後に、発熱（通常38℃以上の高熱）、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛・関節痛などの症状が突然現われるとされている。
- 乗務前点呼時において、運転者の体調が正常であったとしても、運行中に体調が急変し運行に悪影響を及ぼす場合がある。



## 運転者の体調急変に係る事故の発生を踏まえた管理の徹底について業界団体を通じて周知（令和元年12月6日）

### ○自動車運送事業者が徹底すべき事項

以下のことを改めて徹底し、安全に運行をすることができないおそれがある状況での運行を行わないこと。

- ① 運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底すること。
- ② 運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示を適切に実施するための体制を整備すること。
- ③ 運転者が体調異変等の報告をしやすいような職場環境を整備すること。
- ④ 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底すること。

# 事業用自動車運転者の健康管理に関する主な取組

## 従来からの法令上の義務

- ✓ 「乗務員の**健康状態の把握**」、「**疾病等により安全な運転ができないおそれのある乗務員の乗務禁止**」  
⇒雇入時の健康診断及び定期健康診断の実施の義務付け
- ✓ 「**運行管理者による点呼時の確認**」  
⇒乗務前点呼により、疾病等で安全な運転をすることができないおそれの有無等について確認

## 健康管理に関するマニュアルの策定・改訂

- ◆『**健康管理マニュアル**』（平成22年7月策定 平成26年4月改訂）  
⇒健康状態の把握、就業上の措置の決定等について具体的方策を整理  
⇒SAS、脳血管疾患及び心臓疾患に関するスクリーニング検査を推奨
- ◆『**睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策マニュアル**』（平成15年6月策定 平成19年6月及び平成27年8月改訂）
- ◆『**脳血管疾患対策ガイドライン**』（平成30年2月策定）
- ◆『**心臓疾患対策ガイドライン**』（令和元年7月策定）

## 事業用自動車健康起因事故対策協議会

平成27年9月

スクリーニング検査の効果的な普及方策について審議するため、産学官の関係者からなる協議会を国土交通省自動車局に設置

# 健康管理に関するセミナーの開催等について

- 国土交通省の主催するセミナーの他、他団体が主催するセミナーやシンポジウムの間などを通じて、健康起因事故防止の取組について周知を図っている。

## 【2019年の主な実績】

### 2月6日 健康起因事故防止セミナー @東京 (主催:国土交通省)

- ・国土交通省からの施策説明
- ・(公財)大原記念労働科学研究所 酒井所長より、プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止について講演
- ・東北大学医学部眼科 国松講師より、視野障害と交通事故について講演

### 10月9日 NASVA安全マネジメントセミナー @東京 (主催:自動車事故対策機構)

- ・国土交通省からの施策説明
- ・バス、タクシー、トラックの各分野から、事業者による取組事例の報告

### 10月15日 公益財団法人タカタ財団寄付講座「交通安全文化論」@神奈川 (主催:慶応義塾大学)

- ・大学の寄付講座として関係分野の講師を招いて講演を実施
- ・国土交通省からの施策説明

### 11月7日 OCHISセミナー @大阪 (主催:NPOヘルスケアネットワーク(OCHIS))

- ・国土交通省からの施策説明
- ・(公財)大原記念労働科学研究所 酒井所長より、働き方改革と運輸ヘルスケアシステムの連携について講演
- ・OCHIS 作本副理事長より、運輸ヘルスケアナビシステムの取組について講演

### 12月10日 交通安全市民シンポジウム @愛媛 (主催:(公財)国際交通安全学会(IATSS))

- ・順天堂大学医学部公衆衛生学 谷川教授より、睡眠時無呼吸と健康起因事故について講演
- ・西葛西井上眼科 国松副院長より、視野障害と交通事故について講演
- ・国土交通省からの施策説明

# 「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患ガイドライン」の主な内容

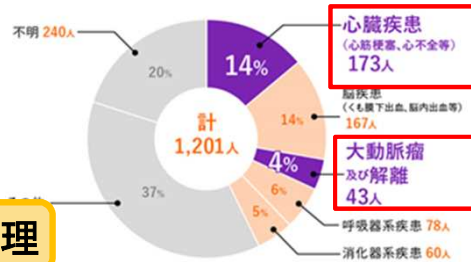
## I. 重大事故につながる心臓疾患、大血管疾患

### ●心臓疾患（心筋梗塞等）、大血管疾患（大動脈瘤等）の事故防止

- ⇒ 発症前の「**早期発見・予防**」が重要。
- ⇒ <予防法>

- ・生活習慣と勤務環境の改善
- ・定期健診結果による**事後措置**
- ・スクリーニング検査の受診
- ・症状(前兆)の把握

### ■ 運転者の疾病に起因する事故報告の疾患別内訳(平成25～29年)



## II. 事業者による運転者の健康管理

### ●事業者と運転者の前兆症状の把握

- ⇒ 事業者による・**運転者への前兆症状**(胸痛、めまい等)の周知
- ・日頃からの**運転者の健康状態の把握**が重要。

### ●定期健康診断の確実な受診

- ⇒ 早期発見・予防には、
- ・運転者の**定期健康診断の受診**
- ・結果を踏まえた**医療機関の受診、精密検査の受診**が重要。

### ●スクリーニング検査の受診

- ⇒ 医師の判断に従って、**スクリーニング検査**の受診が必要。

〈心臓疾患、大血管疾患に対する代表的なスクリーニング検査〉

標準12誘導心電図検査	ホルター心電図検査	運動負荷心電図検査	ABI検査
頸動脈超音波検査	心臓超音波検査	胸部単純CT検査	腹部単純CT検査
		腹部単純CT検査	腹部超音波検査

- ⇒ 前兆無く進行する疾患があるため、メタボリックシンドローム等の運転者には、**自主的なスクリーニング検査の受診**を推奨。

### ●高リスク運転者の専門医への確実な受診

- ⇒ 定期健診、スクリーニング検査に基づき発症リスクが高い運転者の専門医への受診促進。
- ・専門医からの**就業上の措置に必要な情報の取得**が必要。

## III. 精密検査と治療

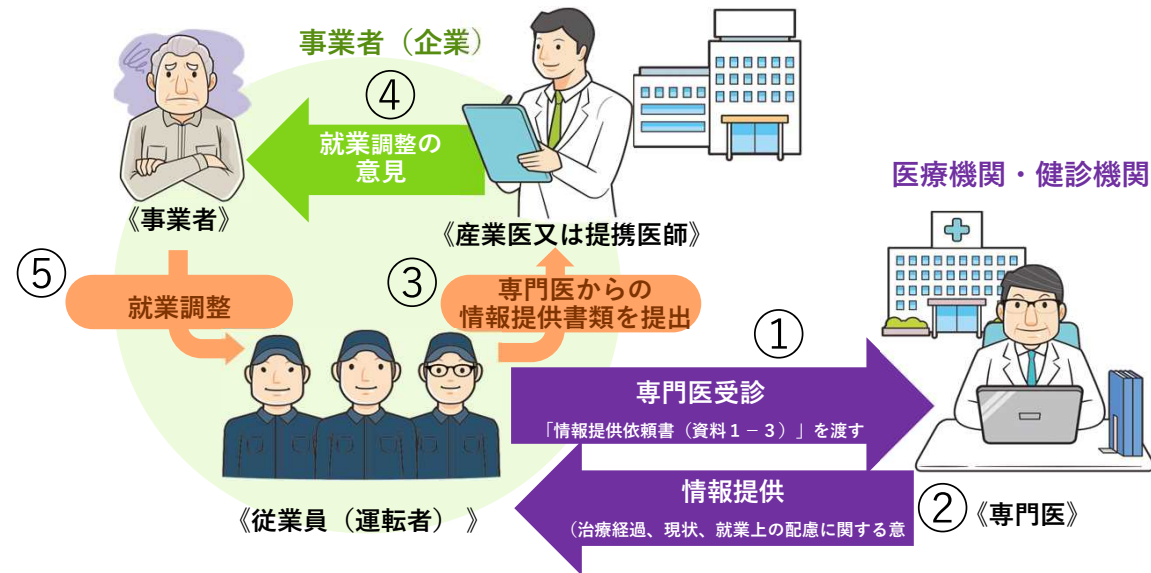
### ●精密検査を踏まえた治療

- ⇒ 治療が必要な場合、医療機関からの指導をもとに治療を進め、**運転者が治療や服薬を勝手に中断しないように注意**。

## IV. 専門医の受診の結果を踏まえた対応

### ●就業上の措置

- ⇒ 事業者は、**医療機関からの情報を踏まえ、就業上の措置**を決定。
- ⇒ 安全な運転ができない場合、運転業務に充てないことの検討が必要。ただし、運転者に**不当に差別的な扱いをしないように留意**。



## V. 生活習慣の改善の促進

### ●生活習慣の改善と発症リスクの低減

- ⇒ 発症予防のため、禁煙をはじめとした**生活習慣の改善**が重要。

### ●エコノミークラス症候群の予防

- ⇒ エコノミークラス症候群(静脈血栓塞栓症)の予防のため、運転中の水分補給や休憩等が重要。



## スクリーニング検査普及に向けたモデル事業



資料2

- ◆健康起因事故防止のため、主要疾病の早期発見に有効とされるスクリーニング検査について、モニター事業者を選定。
- ◆ガイドラインに沿って、モニター事業者の運転者が実際にスクリーニング検査を受診。
- ◆受診結果やその後の運転者に対する事業者の対応、事業者に対する影響等について調査を実施。
- ◆その結果を、同検査の業界全体への普及拡大に向けた方策の検討に活用。

## スクリーニング検査普及状況調査



資料3

- ◆スクリーニング検査を普及させるための方策や検討に必要となる、事業者における同検査の普及状況やその導入に向けた課題等を把握するため、アンケート調査を実施。

## 健康起因事故防止セミナーの開催

- ◆国土交通省で行っている健康起因事故防止対策、事業者によるスクリーニング検査の受診に関する取組等について、有識者、関係企業、国土交通省等が紹介する形式のセミナーを事業者を対象として開催(今年度は、2月18日に都内で開催予定)。